

令和7年12月8日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年12月8日（月）
- (2) 開会 午前10時
- (3) 散会 午後2時23分

3 場所 議場

4 出席委員

渡辺久治 委員長
大田基次 副委員長
川畑二美 委員
川原慎一 委員
大野雅子 委員
高崎良二 委員
竹之内和満 委員
白石純一 委員
竹原信一 委員
仮屋園一徳 委員
木下孝行 委員
山田勝 委員
濱田洋一 委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上脇重樹 次長兼議事係長
松林俊介 議事係主査

7 説明員

猿楽浩士 総務課長
牟田昇 総務課参事
蜜柑幸一郎 総務課長補佐兼職員係長
白肌隆一 総務課長補佐兼デジタル推進係長
猿楽優介 総務課秘書広報係長
落俊輔 総務課行政係長
園田健 総務課危機管理係長
前田誠一郎 総務課消防係長
新町勝利 財政課長

川 原 陽 介 財政課長補佐兼財政係長
四郎園 佳 那 財政課管財係長兼財産活用推進係長
富 永 賢 吾 企画推進課長
岩 下 亮 一 企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長
新 町 博 行 稅務課長
上 脇 栄 子 稅務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長
牛之濱 諒 稅務課税係長
大 橋 尚 子 市民課長
平 田 祥 子 市民課長補佐兼任民年金係長
川 邊 千 紘 市民課国保係長
尻無濱 久美子 福祉課課長
寺 園 勝 夫 福祉課長補佐兼福祉係長
猿 樂 士 宗 福祉課保護係長
鎌 田 渚 福祉課児童福祉係長
尾 上 京 子 こども保健課保健予防係長
田 上 智 子 こども保健課こども家庭係長
尾 上 謙一郎 介護長寿課長
本 千 晶 介護長寿課長補佐兼介護保険係長
宇 都 貴 子 介護長寿課高齢者支援係長
大 野 裕 人 農政林務課長兼農村環境改善センター所長
下 澤 克 宏 農政林務課長補佐兼農村振興係長
所 崎 慎 也 農政林務課長補佐兼林務係長
西 村 史 弥 農政林務課農政管理係長
牧 内 達 志 農村環境改善センター管理係長
園 田 豊 環境水産課長
松 永 雄 輔 環境水産課水産係長
大川内 広 樹 環境水産課生活環境係長
尾 上 覚 史 商工観光課長
船 藏 真 一 商工観光課長補佐
早 水 健 児 商工観光課長補佐兼商工観光係長
川 原 圭士郎 商工観光課ふるさと納税推進係長
池 田 英 人 都市建設課長
尾 上 国 男 都市建設課技監
松 下 直 樹 都市建設課長補佐兼管理係長
吉 屋 竜 太 都市建設課長補佐兼建設係長
花 田 伸 行 都市建設課長補佐兼維持係長
脇 園 渉 都市建設課住宅対策係長
迫 口 竜 一 都市建設課建築係長
牧 尾 浩 一 教育総務課長兼学校給食センター所長
中 野 美 紀 教育総務課長補佐兼総務係長
榎 木 海 斗 教育総務課管理施設係長

山 下 孝一郎 学校教育課長
土 屋 雅 宏 学校教育課長補佐兼指導係長
篠 原 千美子 学校教育課教育保健係長
橋 口 真 美 学校教育課管理係長
早 水 英 行 生涯学習課長
大 滉 昭 裕 生涯学習課長補佐兼文化係長
松 永 麻 美 生涯学習課社会教育係長
寺 地 英 兼 スポーツ推進課長
川 邊 啓 一 スポーツ推進課スポーツ係長
湯 田 矢 凡 学校給食センター管理係長
新 塙 浩 二 議会事務局長
前 田 恵 議会事務局議事係主査

8 会議に付した事件

- (1) 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第54号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

9 議事の経過概要

別紙のとおり

予算委員会 令和7年12月8日（月）午前10時開会

審査の経過概要

渡辺久治委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第52号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）及び議案第54号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件です。

審査は、配付しました日程表のとおり行いますので、よろしくお願ひします。

それでは審査に入ります。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

◎ 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

渡辺久治委員長

議案第52号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

所管に説明を求めます。

新塘議会事務局長

それでは、議案第52号中、議会事務局所管について御説明いたします。

予算書の5ページ、第3表をお開きください。

議会事務局所管分は、債務負担行為の1番上、議会会議録検索システム運用業務委託料、及び2段目の議事録作成支援システム保守業務委託料の2件であります。

まず、議会会議録検索システムは、インターネット上で会議録の内容が確認できるシステムで、年間を通して切れ目のない管理、運用が必要であり、4月1日から業務を開始する必要があるため、債務負担行為をお願いしているものです。

次に、議事録作成支援システムにつきましては、音声データを文字起こしするシステムで、令和4年度から導入しており、これも年間を通して保守、サポートが必要なことから、債務負担行為をお願いするものです。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹原信一委員

議事録作成支援システムですけども、今ほら、急速にAIが進化しておりますよね。

これ、今、最初でこう、採用したやつっていうのはどうなんでしょうね、更新とかその性能アップというのはしてるんでしょうか。それとも、最初導入したときのまんまなんですか。

新塘議会事務局長

毎年、更新をしておりまして、AIを搭載しており、更新をしております。最新のものになっております。

竹原信一委員

今のそのスピードアップの状況がですよ、毎年レベルじゃなくて、1週間、月ぐらいのレベルで、すごく性能は上がってきております。

だから、この年間40万円かけるやつを使うことが1番効率的なのかというのは検討してい

かなければいけないと思いますよ。今後は、これにこだわらず、取りあえず今回は仕方ないでしょうけども、ずっと検証しながら、もっと安い方法が、そして精度がいい方法あるんじゃないかなというのは、検討を続けていただきたいと思います。いかがでしょうか。

新塘議会事務局長

現在は、1年に1回更新を行っているところですが、議員の御意見を伺いました。確かにAIは日々進化をしていると認識しております。このことから、業者の方には、また連絡をさせていただきまして、バージョンアップを随時できるように検討してまいりたいと思います。

竹原信一委員

その業者と検討するということではないんですよ。

もう本当に無料ですね、翻訳するやつはどんどんたくさん出てますから、そういったものとの比較もしながらやっていかないかん。この業者にこだわる必要はないという話を今してるのであります。

検討、検証、日々続けてください。よろしくお願ひします。

白石純一委員

今の件、2件ですね、債務負担行為の2件。

ちなみに昨年度、債務負担行為、つまり今年度の契約金額を教えてください。

新塘議会事務局長

会議録検索システムの契約額は年約67万円。具体的に申しますと66万9900円です。

それから、議事録作成支援システムの契約額につきましては39万6000円になります。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

[議会事務局退室、総務課（消防係以外）入室]

議案第52号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

まず、消防係以外が担当する事項について、所管課に説明を求めます。

猿楽総務課長

議案第52号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

第3表は、債務負担行為の補正であり、令和8年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和7年度中に契約等を行うため追加するものであります。

このうち総務課所管分は、上から3行目の職員定期健康診断業務委託から8行目のオフィス総合ソフト利用料までの6件であります。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

第2款総務費1項17目電算管理費12節委託料の増額は、民法等の一部改正に伴い、新たに共同親権が導入されることから、戸籍情報システムにおいて必要な改修を実施しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

債務負担行為のですね、法務支援システムというのについて、ちょっと説明してもらえませんか、どのような使い方をしているのかを。

落総務課行政係長

政策法務支援システムのことかと存じ上げます。

こちらにつきましては、例規執務システム内で他自治体、全自治体になりますけども、他自治体の例規の確認でありますように、例えば、本市の例規とほかの自治体の例規との比較などが可能なシステムとなっております。

竹原信一委員

上の例規執務システム、ほかのやつとのその関連性というのはどんな感じですか。それを検索するんですか。よその例規システムを検索するんですか。どうもそこら辺がよく分からぬいんですけど。

落総務課行政係長

上の例規執務システム使用料と例規集データ更新業務委託との関連でございますが、この政策法務支援システムにつきましては、全国の各自治体の例規等が確認できるものでございます。

例規執務システム使用料、こちらにつきましては、阿久根市の条例などを含めた例規と法令等を管理しているものでございます。

あと、例規集データ更新業務委託につきましては、この阿久根市の、例えば議会で条例等の可決をいただいた後、阿久根市のこの例規集のデータを更新するための委託になっているところでございます。

竹原信一委員

そうするとですよ。阿久根市は、この例規集は公開はしておりますよね。そもそも公開してあるんでしょ。そういう状態であって、よそのを、別のそれを見るためのシステムが必要だというのはどういうことなんでしょうか。

落総務課行政係長

本市の例規集につきましては、市のホームページで公開をしてございます。

議員がおっしゃられますとおり、ほかの自治体につきましても、基本的には各ホームページで、例規集で検索をかけば、それぞれの自治体の例規集が出てくるものと私どもも認識をしているところでございますが、この政策法務支援システムであれば、例えば、キーワードで例規を探す、各自治体それぞれではなく、こういうキーワードで検索をかけたら、例規ですね、何かしらキーワードで、ほかの自治体がどういう例規を持って阿久根市が参考にできるものがないかでありますように、あと、それぞれの各自治体ホームページの例規集を探しに行かなくてもそこで全部検索ができるようになっておりますので、そのために導入をしているところでございます。

竹原信一委員

じゃあこれ、全ての自治体に採用されているということなんですか。

落総務課行政係長

こちらにつきましては、全ての自治体で導入はされてはいないかと存じ上げております。

阿久根市につきましても、令和5年度から導入したシステムでございまして、入れてる、入れてないは各自治体それぞれになっております。

竹原信一委員

ですから、その例規システムを入れてるところだけしか見えないわけですよね。

落総務課行政係長

例規システムを入れてる自治体の分しか見れないわけではなく、こちらのほうから確認ができる例規としては全部の自治体のシステムを、それぞれの業者のほうがですね、各自治体の例規を取りに行っておりまして、そのシステムでまとめたものをこの契約で阿久根市のほうが全部見えるような形になっているということでございます。

竹原信一委員

もう1回確認しますよ。全国の自治体ののを入れてるということですか。

落総務課行政係長

この政策法務支援システムを全国の自治体で、入れてるかというお尋ねでございます。

[竹原信一委員「いいえ、例規集です」と呼ぶ]

申し訳ありません。確認はしておりますけど、基本的にはどこの自治体も例規は管理をしておりますので、業者は一つの業者ではないですけれども、例規システムは、何らかの例規システムは入れているものと考えております。

竹原信一委員

私が言っているのはですよ、ここの支援システムで見れるのは、全国ののは見れるんですか。

全国のがこの対象になってなければ全国は見れないわけでしょう。

落総務課行政係長

全国の、都道府県も含めた全国の例規が見れるものとなっております。更新というか、例えば今の議会で上げてるようなものは、確認ができませんけれども、更新がされているものにつきましては、全国の自治体の例規集が確認できるものとなっております。

[竹原信一委員「本当か」と呼ぶ]

川畑二美委員

5ページのですね、債務負担行為の広報あくね印刷製本費657万円。

これは、どの程度の部数が予算としては組み入れられたんでしょうか。教えていただけませんでしょうか。

猿楽総務課秘書広報係長

広報紙は毎月1万部を印刷しております。

川畑二美委員

670万円ということは1万部の。

渡辺久治委員長

657万円です。

川畑二美委員

1万部の部分の補正になるんでしょうか、債務負担行為の。

猿楽総務課秘書広報係長

毎月1万部の予算となります。

大野雅子委員

5ページです。債務負担行為補正です。

3行目から8行目までということでしたが、これは全部毎年同じものを、毎年、債務負担行為でされる内容のものだけですか、新しいものはないですか。

猿楽総務課長

来年度に向けて一つ新規がございます。それにつきましては、オフィス統合ソフト利用料、これが一つ追加となりました。

大野雅子委員

オフィス統合ソフト利用料というのは、これは何ですか。教えてください。

猿楽総務課長

これは御存じだと思うんですけれども、オフィスというソフト、何を使うかといえば、ワードとかエクセルとかパワーポイントとか、そういうのも汎用で我々職員も使いますけれども、それについての利用料ということになります。

大野雅子委員

今まででは、別のものを使ってて、今度は新しいのを使うということでしょうか。

猿楽総務課長

今までですね、この総合ソフトについても使っておりますが、今回サブスクリプションということで、使うというところで、今まで、またマイクロソフトの使用料はもう払っておるんですけども、このサブスクリプションの方式に変えて利用するんだということでおざいます。

今までもマイクロソフト関係のソフトは使っております。

大野雅子委員

これを使うことで便利になって、皆さんのが使いやすいということになるんでしょうか。

違う。

この新しいソフトを利用することで、皆さんのが使いやすくて、業務効率がアップするということなんでしょうか。

猿楽総務課長

マイクロソフト社のものは以前から使っているというところで、一人一人。

[発言する者あり]

係長に補足してもらいます。

白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長

これまでもオフィスについては使ってはいたんですけども、今まででは買い切りの形で導入しておりました。

今回、このサブスクリプション、月払いだったり、年払いだったりとか利用料を払う形式に変えるんですけども、移行する理由というのが、買い切りのライセンス価格が以前と比べて大分値上がりをしてきたっていうのがありますて、今まででは、購入してから5年以上、長ければ10年とかサポートが続いて使えることができたんですけども、最近は購入してからもう5年でサポートが打ち切られたりとか、購入するタイミングによっては、もう5年間たたないうちにサポートが切れたりとか、そういう状況が発生している状況にあります。

サブスクリプションと比較して、金額的にもそこまで変わらないっていうところと、あと、業務によってパソコンが分かれてまして、1人2台とか多い人は3台とか使うケースがあるんですけども、買い切りの場合はパソコンごとにライセンスを購入して使ってたんですけども、サブスクに移行することによって、1人のユーザーで最大5台まで使えるっていうと

ところで、そういうところもいろいろ計算したところ、サブスクリプションに移行しても大分、価格的には余り変わらないのと、常に最新のバージョンが利用できるというメリットもありますので、今回、こういう形に移行しようというところであります。

大野雅子委員

ありがとうございます。分かりました。

また、同じページの5ページの職員定期健康診断業務委託が少し上がっているようですが、これはもう物価高とか、そういうので上がったということでしょうか。理由を教えてください。昨年と比べたらちょっと増えてるようなんですが。

榎柑総務課長補佐兼職員係長

職員定期健康診断業務委託料についてでございますが、単価契約で契約を、毎年度締結をいたしております。

年々単価のほうが上がっておりまして、昨年度と比較して、限度額が上がるような形となったというところでございます。

白石純一委員

聞き逃してたらすいません。

今の健康診断、どれぐらい昨年度から上がっているんでしょうか。

榎柑総務課長補佐兼職員係長

令和7年度の債務負担限度額が376万円でございます。比較して、令和8年度が402万円という形で補正のほうを計上させていただいたところでございます。

白石純一委員

今のこの8件の総務課所管の債務負担行為で、今のように、昨年度限度額より上がっているもの、下がっているものがあれば教えてください。

猿楽総務課長

上の行から順番に申し上げます。

まず初めに、先ほど言った職員定期健康診断業務委託は上昇しております。次の広報あくね印刷製本費につきましても、上がっているというところです。例規システムから、以下、例規集データ更新、政策法務支援システムについては変更なしです。去年のとおりでございます。

オフィス統合ソフト利用料につきましては、今年度から新規で債務負担に上げさせていただいたところでございます。

白石純一委員

広報あくね印刷製本費は、昨年度は幾らだったんですか。

猿楽総務課長

大変申し訳ございませんでした。まず訂正させていただきます。

先ほど、この広報あくねの印刷製本費につきましては、債務負担の限度額について上昇したということを申し上げましたけれども、債務負担行為の限度額については、昨年度と同じ金額とさせていただいております。

白石純一委員

では、今年度の契約額は幾らですか。

[「全部ですか」と呼ぶ者あり]

いえ、印刷製本費です。

猿楽総務課秘書広報係長

広報あくねは、単価契約を結んでおりまして、今年度の単価を申し上げますと、カラーで1ページ当たり1.32円、2色刷りが1.1円、カレンダーが3.5円となります。

参考まで申し上げますが、1冊当たりの10月末までの単価は42.25円です。

白石純一委員

その見積りでいくと年度でいかほどになるというふうに見積もっておられますか。

猿楽総務課長

今の時点では債務負担行為ございます。なので、この今出している数字というのは、上限額、これを限度に契約させていただきたいというところでございます。なので、今後、数字が出てくるのは3月になると思いますが、3月の当初予算等で詳しい金額が出てくると思います。

今回のこの金額につきましては、この金額の範囲内で、年度内に契約をさせていただきたいというものですので、今から予算とか、査定とか入ってきますので、ちょっと詳しい比較はできないところでございます。

白石純一委員

私が聞いたのは違いますよ。私が聞いたのは、先ほどの実績で、今年度末で総額いかほどになるか見積りはできていますかということです。

猿楽総務課長

申し訳ございませんでした。

先ほどから申しますとおり、これは単価契約をしております。一部につきとかっていう契約の仕方ですので、実績が違えば総価がなかなか出てこないというところも正直なところでございます。

白石純一委員

いや係長だったらそれぐらい見積もってると思うんですが、いかがですか。

猿楽総務課秘書広報係長

毎月ですね、作成するページによって金額が変わってまいりますので、参考として申し上げますが、4月から10月までの七月期間で、税抜で295万7600円かかっております。一月当たりで申し上げますと、42万2514円となりますので、これが仮に12か月となりますと今年度で507万円ほどかかるのではないかと見込まれます。

白石純一委員

今年度、仮に510万円といたしましても、もう100万円以上来年度高くなるというふうに限度額を設定されようとされてますが、その理由は、物価高騰、印刷費高騰でしょうか。

猿楽総務課秘書広報係長

この債務負担行為が、議決後に入札をして実際には契約単価決まってまいりますので、その乖離というのはございますが、業者のほうからはですね、この数年、ほかの産業と一緒にすけれども、紙代、インク代などの原材料費のほか、人件費、電気代等の価格高騰が、コスト上昇につながっているというふうには伺っております。

白石純一委員

了解しました。

次に、オフィス統合ソフト利用料に関してですが、これはサブスクということですが、クラウド上でサブスクということになるんでしょうか。

白肌総務課長補佐兼デジタル推進係長

利用する環境については必ずしもクラウドとは限らず、パソコンの中にソフトをインストールして使うという形をとっております。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、消防係以外が担当する事項の審査を一時中止します。

[総務課（消防係以外）退室、総務課（消防係）入室]

次に、消防係が担当する事項について、担当参事に説明を求めます。

[電子音が鳴る]

[「委員長、だめですよ」と呼ぶ者あり]

失礼しました。

牟田総務課参事

よろしいでしょうか。

それでは、議案第52号中、総務課消防係所管分について説明いたします。

補正予算書の19ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への運営費負担金であります。

消防組合に対し本市が負担すべき費用は、消防本部費の6割、阿久根消防署にかかる費用である消防署費ですが、今回の補正は、職員の人事異動及び昨年度の給与改定に伴う給与費と、共済組合負担金及び職員の時間外勤務手当などであり、本部費においては、29万8000円の増、消防署費においては264万5000円の増となったものであります。

この主な要因としましては、当初予算で計上していた給料は昨年度の給与改定前のものであり、給与改定により共済費の基準となる各職員の標準報酬月額も増加し、共済費もその分増額となったものであります。

また、職員手当につきましては、職員の扶養家族が増えたこと、勤務において非番、公休における出動や訓練にかかる時間外勤務が増え、また、給与改定により手当額が増加したことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

参事の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

企画推進課の入室をお願いします。

[総務課（消防係）退室、企画推進課入室]

議案第52号中、企画推進課所管の事項について審査に入れます。

所管課に説明を求めます。

富永企画推進課長

議案第52号のうち企画推進課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたします。

16ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費24節積立金は、ふるさと納税寄附金のうち1億5000万円を地域振興基金へ積み立てるものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について申し上げます。

14ページをお開きください。

第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金は、商工観光課で行う創業支援事業の増額補正に伴い、当該事業へ充当するため、地域振興基金を繰り入れて活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

[企画推進課退室、税務課入室]

議案第52号中、税務課所管の事項について審査に入れます。

所管課に説明を求めます。

新町税務課長

議案第52号のうち税務課所管分について御説明いたします。

一般会計補正予算書の5ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、令和8年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和7年度中に契約手続を行うため、補正をしようとするものであります。

このうち税務課所管分は、下から3行目の地方税電子申告支援サービス利用料及び次の行の地方税共通納税サービス利用料の2件であり、本年度に引き続き、継続して実施する事業となります。

以上で説明を終わりますがよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので議案第52号中、税務課所管の事項の審査を一時中止します。

[税務課退室、市民課入室]

議案第52号中、市民課所管の事項について審査に入れます。

所管課に説明を求めます。

大橋市民課長

議案第52号中、市民課の所管する事項について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の6ページを御覧ください。

市民課所管の債務負担行為につきましては、上から6行目の証明書コンビニ交付システム使用料及び次のIC旅券用窓口交付端末機保守業務委託料の2件であり、令和8年度当初から事業実施できるよう今年度中に事務手続を行うものであります。

次に、歳出予算について御説明いたします。

補正予算書の16ページを御覧ください。

第3款民生費1項4目社会福祉費18節負担金、補助及び交付金は、国民年金法施行令等の一部改正に伴い、国民年金保険料の免除等を行う際の所得算定に用いる所得控除に特定親族特別控除を追加するためのシステム改修に必要な経費を補正するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

第14款国庫支出金3項1目民生費委託金の国民年金事業費は、国民年金システム改修に係る補助金であり、補助率は100%であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

6ページのですね、証明書コンビニ交付システム使用料の件についてですけども、大体年間何件ぐらい利用されていますか。

そして、1件当たり単価幾らぐらいか。経費かな。それはどれぐらいにかかっているというふうに計算されていますか。

大橋市民課長

コンビニ交付の実績についてであります、これは令和4年度から事業開始されまして、年々利用者は増えております。

直近の令和6年度で申し上げますと、住民票の写しが1,168件、印鑑登録証明書が664件、税務課の税証明等が265件の合計で2,097件になります。

[竹原信一委員「2,097件」と呼ぶ]

2,097件になります。

あとは金額。

[竹原信一委員「大体1件当たり幾らになる計算でしょうかね、普通の割り算でいいですよ、実際の話が。総額と、総額割る件数で」と呼ぶ]

渡辺久治委員長

1問1答でお願いします。

竹原信一委員

全ての経費。この使用料を含めたそれを件数で割ると実際1件当たり幾らぐらいかかかるというのを知りたいんですけども、かかっているというのを。それを教えてください。

大橋市民課長

申し訳ありません。

1件当たり1552.7円になります。1,552円になります。

竹原信一委員

その1,552円っていうのは、市がかけているお金ですよね。

そして、これについて、市民のほうから出してもらうお金も別にあるわけでしょ、それは。それは歳入というか、そういったのは幾らぐらいになってますか。

大橋市民課長

令和6年度の金額では41万9400円になります。

山田勝委員

システム使用料ですけどね。

これちょっと私、認識不足でよく分からないんですが、例えばコンビニで印鑑証明書とか住民票とか交付を受けますよね、そのときに市民が払う金額は幾らで、そして、条例に基づいて支払うという、その支払うときには、コンビニに支払うということになるんですかね、その手数料を。

大橋市民課長

はい、おっしゃるとおりです。1件当たりの手数料は、市役所の窓口で支払う手数料と同額になります。

山田勝委員

そういうことになると、同額だけれども、ただ、コンビニで取扱料として支払うのが、幾らですか。別にあるわけでしょう。

大橋市民課長

コンビニのほうに支払う手数料というのは、1件当たり117円を支払っております。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、市民課所管の事項の審査を一時中止します。

[市民課退室、福祉課入室]

次に、議案第52号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尻無濱福祉課長

議案第52号中、福祉課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正のうち福祉課所管分は、上から1行目の被保護者健康管理支援事業オプションサービス使用料から、3行目の生活保護適正実施推進事業レセプトサービス利用料の3件であり、令和8年度当初から事務事業の実施手続が必要なものについて、令和7年度中に契約手続を行うため補正をしようとするものであります。

次に、16ページの第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費19節扶助費は、説明欄に記載の施設入所支援費等、障害福祉サービスについて、令和6年度に報酬改定が実施されたことに伴い、不足する見込みであるため、増額するものであります。

次に、2項1目児童福祉総務費22節償還金、利子及び割引料の補正は、児童手当に係る国庫負担金の精算返納金であります。

次に、4目児童館費12節委託料の増額は、阿久根学童クラブを実施している中央児童館において発生したシロアリを駆除するための業務委託であり、9月にシロアリの被害が判明し、早急に駆除を行う必要があったことから、緊急的な措置として、財源を流用し、今回、流用元へ流用戻しを行うため補正するものであります。

次に、補正予算書は17ページになります。

5目保育施設運営費の18節負担金、補助及び交付金の補正は、保育補助者雇用強化事業について、保育士不足を解消するため、保育士資格を持たない保育補助者等を雇用する保育所等へ補助を行うものであります。

また、次の医療的ケア児保育支援事業は、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れる保育所等への支援を行うものであります。

次の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和6年度子育てのための施設等利用給付交付金で、国庫負担金及び県費負担金について事業実績に伴う精算返納金であります。

次に、歳入になりますが、13ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金及び第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の補正は、歳出で御説明しました施設入所支援費等に係る国及び県のそれぞれの負担分になります。

次に、14ページになりますが、2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の補正は、歳出で御説明しました保育施設運営費の保育補助者雇用強化事業及び医療的ケア児保育支援事業に係る県補助金であります。

以上で、福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

16ページ、3款2項4目児童館費。

これは中央児童館ということだったかと思うんですが、阿久根小学校の前の建物は築何年かは把握されてますか。

今分からなければ、後で調べていただいても結構ですけど。

尻無瀬福祉課長

後もって報告させていただきます。

[白石純一委員「はい、お願いします」と呼ぶ]

竹原信一委員

17ページの保育補助者強化事業というの、これは阿久根市独自のやつなんですか。資格を持っていない保育士を雇用するという話は。

尻無瀬福祉課長

こちらの事業につきましては、国・県の補助事業でございまして、保育対策総合支援事業という事業になります。

竹原信一委員

そうするとですね、資格のない人たちと、それから資格を持つ人たちのその仕事の区分というか、そういったところはどんなところになってくるんでしょうか。

[発言する者あり]

いいですか。

資格を持ってないとできないっていうのと、ねえ、補助者でいいのっていうのは違いがあって当たり前だと思うんですが、そこら辺の違いはどうなってますか。

尻無瀬福祉課長

保育士の配置基準がございまして、その配置基準を満たした上で、保育補助者を配置しているかと思います。

竹原信一委員

保育士でなければいけないことってあるんですか、ということになるわけです。

数を埋めるために、この保育士でなきやいかんというはあるかもしれないけども、仕事内容として保育士でなければいけないことってあるんですか。

[木下孝行委員「保育士が足りないところを」と呼ぶ]

黙っとけ。

[川原慎一委員「こういうのがいけないんですよ、黙っとけとか」と呼ぶ]

渡辺久治委員長

静かにしてください。

尻無瀬福祉課長

保育士の配置基準を満たした上で保育補助者が配置をされるということは。

[竹原信一委員「職務内容」と呼ぶ]

あるかと思います。

[「今説明しとらよ」と呼ぶ者あり]

[「黙っとれ」と呼ぶ者あり]

渡辺久治委員長

静肅にお願いします。

私が許可した以外は発言しないでください。

竹原信一委員

ありがとうございます。

内容の話をしてるんですよ。保育士でなければいけないことがあるのか、ないのかっていうことだけを今お伺いしております。

尻無瀬福祉課長

やはり、何歳以上の園児がいる場合は、何人の保育士を配置しなさいという基準はございますので、その配置を満たした上の保育補助者ということになりますので、行う業務については保育業務を行うことになります。

川畑二美委員

今のお話の中でですね、何人ぐらい予定としては雇用を考えてらっしゃるんですか。781万2000円。

尻無瀬福祉課長

何人の予定ということではなくて、市内4施設で実施を予定しているということになります。

現在のところ4施設で5名という予定でございます。

山田勝委員

13ページのですね、国庫支出金の中の社会福祉費負担金2,060万円の中のね、訓練等給付金って、訓練等っていうのは誰を訓練して、歳出ではどこにこのお金はいくんですかね。

尻無瀬福祉課長

訓練費等給付費につきましては、就労継続支援事業等に関する事業となります。障害者の方の就労支援を行うということになります。

山田勝委員

それ歳出はどこですかね。歳出は。失礼だけど。

尻無瀬福祉課長

補正予算書の16ページ中程に民生費、社会福祉費、2目心身障がい者福祉費の説明の2番

目のところに就労継続支援費というのがございます。こちらになります。

大野雅子委員

17ページ、3款2項5目18節。

医療的ケア児保育支援事業なんですけれども、こちらは、今からまた追加になるっていうことで上がってるということでしょうか。ごめんなさい、もう1回教えてください。

この、場所は分かりましたか。18節の、医療的ケア児保育支援事業、529万円。これは、今からまた誰か入る予定の方がいらっしゃって、その支援事業が必要になってきたということでしょうか。

尻無濱福祉課長

医療的ケア児保育支援につきましては、これまで市独自の事業である障害児保育事業を活用していたんですけども、今回、こちらの医療的ケア児保育事業で事業を実施するということになります。

現在のところ、医療的ケア児保育支援事業の対象児童につきましては、1人ということになります。

大野雅子委員

1人いらっしゃって、その出す科目を変えたっていうことですかね。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおりです。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので。

[尻無濱福祉課長「委員長、答弁を」と呼ぶ]

追加に何かありますか。

尻無濱福祉課長

申し訳ございません。

先ほど、白石委員のお尋ねの中央児童館の築年数でございますが、平成10年に設置をされておりますので。平成10年に設置をしております。

[発言する者あり]

渡辺久治委員長

ちょっと待ってください。

あとでしますか。

尻無濱福祉課長

申し訳ございません。

今の平成10年というのは、中央児童館で児童クラブが開始になった事業年度ですので、後もってお知らせします。

申し訳ございませんでした。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

[福祉課退室]

[白石純一委員「委員長」と呼ぶ]

[「一旦休憩してください」と呼ぶ者あり]

この際、暫時休憩に入ります。

(休憩 午前11時5分～午前11時15分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

こども保健課の入室をお願いします。

[白石純一委員「委員長」と呼ぶ]

白石純一委員

ちょっと、答弁のですね、課長が極力されてますけれども、係長が詳しいことは、もう初めから係長でお答えいただいたほうが、私は会議も効率がいいと思いますので、委員長にお取り計らいをお願いします。

渡辺久治委員長

分かりました。

[山田勝委員「そんなわけにはいかないよ。課長が答弁すってしているのを」と呼ぶ]

その辺は、円滑であれば、そのようにします。またその辺を図りながらやっていきたいと思います。

[白石純一委員「課長が結構間違った答弁をされたりしてるので」と呼ぶ]

[発言する者あり]

配慮します。

次に、議案第52号中、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

こども保健課の入場をお願いします。

[こども保健課入室]

[発言する者あり]

静粛にお願いします

こども保健課の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

尾上こども保健課保健予防係長

それでは、議案第52号中、こども保健課の所管する事項について御説明いたします。

今回、こども保健課においては、歳入予算に関する補正予算の計上ではなく、歳出予算と債務負担行為の補正となります。

それでは、こども保健課所管分の債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の6ページを御覧ください。

上から4行目の予防接種用ワクチン購入費、次の個別予防接種業務委託料の2件について、期間と限度額を設定しようとするものであります。

予防接種用ワクチン購入費については、子供の予防接種に必要な15種類のワクチンについて、入札を行い、ワクチン単価と納入事業者を決定しようとするものであり、個別予防接種業務委託料については、出水郡医師会などに委託して実施する子供の予防接種、高齢者の肺

炎球菌ワクチン接種、帯状疱疹ワクチン接種に関する委託料について入札を行い、その委託料単価を決定しようとするものであります。

次に、こども保健課所管分の歳出予算の補正について御説明いたします。

一般会計補正予算書の17ページを御覧ください。

第4款衛生費1項3目予防費の補正額261万5000円の増額は、今年度から始まった高齢者の帯状疱疹ワクチン接種者が当初の見込みより大幅に増加したため、12節委託料を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

今の帯状疱疹の予防接種者の見込み数はどれぐらいになります、全部で。

尾上こども保健課保健予防係長

当初はですね、3割を見越していたんですが、10月の時点で3割を超えるということになっておりまして、実数としましては、10月末までで実員数519名が接種されております。

[竹原信一委員「で、見込みについては」と呼ぶ]

見込みとしては、4割弱を見込んでおりまして、この額とさせてもらってます。

見込みは、643人の見込みとなっております。

山田勝委員

債務負担行為の6ページのですね、予防接種用ワクチン購入費用と個別予防接種業務委託料という、その説明の中でですね、たしか入札されるという話をされたんですが、どういう方、例えば予防接種なんていうのは、例えば各病院でするわけですが、各病院を個別に入札されるんですか。

尾上こども保健課保健予防係長

まず、予防接種用ワクチン購入費なんですが、この分はワクチンについての子供の予防接種のワクチンについて入札を行うものです。

これは、ワクチンに関して物品等入札参加資格があり、かつ、医療等薬品で登録のある対応可能事業者7者において、指名、競争入札を行って事業者を決定しているところになります。

[「次、個別の予防接種業務委託料について」と呼ぶ者あり]

それについては、出水郡医師会と2市1町がまとまって、価格等について話し合って、公定価格というかですね、そういった形で、随意契約で行っております。

山田勝委員

医療機関とは、今あなたが言うように随意契約、そんな形でやられるんだろうなあと思つたんだけれども、行政のほうのですね、指導、指導じゃなくて、今あなたが今、入札によるということだったから、そういう医療機関を何か所か入札するというふうにされるのかなと思ってお尋ねしたところです。だから、あなたが入札ではございません。出水郡医師会にお願いをしてそんな話をされる、そういう形でやっていらっしゃいますよということだったらそれでいいんですよ。だから、最初で入札をされましたというもんですからね。医者どんたちや入札しやったんじやろかいと思って。

大野雅子委員

6ページです。債務負担行為。

今、言われた個別予防接種業務委託料っていうのが、去年からすると随分上がってるんですね、金額が。これは、帯状疱疹の部分が増えたっていうだけで、肺炎球菌も増えたということですか。どれがどのくらい増えたのか教えてください。

尾上こども保健課保健予防係長

議員のおっしゃるとおりで、帯状疱疹ワクチンの増が大きく影響しているところであります。

竹原信一委員

調べたところですね、帯状疱疹ワクチンには2種類あって、生ワクチンと非生ワクチン2回接種というのがあり、阿久根市で採用するのはどちらなんですか。

尾上こども保健課保健予防係長

阿久根市ではどちらも採用しておりますが、選ぶのは接種者本人ということになっております。

二つのワクチンの効果や、不利益っていう、副反応の部分も全て予診票と一緒に説明書を個人個人に配布しまして、あとはもう皆さんの価格だとか、あとは持病をかかりつけの先生たちに相談をされて、そしてもう御本人の意思で、受ける・受けないは判断していただくというものになります。

竹原信一委員

これ2回打つやつは値段が高くなるということなんんですけど、実際の話、本人負担はどんなふうになってるんですか。

[発言する者あり]

渡辺久治委員長

静かにしてください。

尾上こども保健課保健予防係長

自己負担額については、実際生ワクチンと不活化ワクチン2種類あるんですけども、価格としては、接種料自体が生ワクチンが8,460円なんですけれども、自己負担額が2,500円になっております。そして、不活化ワクチンのほうは、2回接種が必要なんですけれども、1回当たり2万1660円なんですが、1回当たりの自己負担額が6,500円となっております。

山田勝委員

ちなみにね、このワクチンをすれば、どれぐらい、もうほとんど帯状疱疹はかかるないとということですか。かかりにくいということですか。どういうことなんですかね。

尾上こども保健課保健予防係長

生ワクチン、不活化ワクチン、それぞれ効果がありまして、国の説明書によりますと、ワクチンの効果としては、生ワクチンについては、接種後1年時点で6割、5年時点で4割程度の予防効果があると言われてまして、帯状疱疹後、神経痛に対するワクチンの効果は6割程度と報告されております。不活化ワクチンについては、筋肉注射の2回接種ということで、ワクチン効果としては、接種後5年時点で9割、10年時点で7割程度の予防効果があり、帯状疱疹後、神経痛に対するワクチンの効果は9割以上と報告されております。

山田勝委員

完璧じゃないということですよね。

私はいつも思うんですよ、私も何回か帯状疱疹をしたことがあるので、帯状疱疹については、やはりその知識を市民に与えることが大事だと思いますよ。帯状疱疹をね、しない方法。

済んだら、あれ済んだらなるべく早く発見してですね、前ん頃は薬を飲べば、1週間すれば治りましたよね。

そういうことで、やはりね、常識的な話で、やっぱり市民にそういう予防のための指導をするということも大事かなあというふうに思ってるんですが、どうですか。保健師の皆さんには。

尾上こども保健課保健予防係長

現時点では各予防接種の予診票と一緒に説明書を全部配布しております。

その中で、利益・不利益、効果などですね、副反応があった場合の補償制度についても、全て説明しているところです。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

[こども保健課退室、福祉課入室]

ここで、先ほどの、福祉課から発言の申出があります。

福祉課の答弁を願います。

[発言する者あり]

静かにお願いします。

ここで、福祉課所管の事項について審査に入ります。

尻無瀬福祉課長

白石委員からお尋ねの、中央児童館の建築年数につきましては、1968年に建築されておりますので、57年経過ということになります。

あと、竹原委員のほうから、保育補助者雇用強化事業の件でだったんですけれども、こちらにつきましては、保育士との業務の違いにつきまして、まず、保育補助者につきましては担任を持たない、あと専門業務の補助を行うということで、計画立案だったり、保護者への報告書作成等、専門的な業務を行うのは保育士が主体ということになりますので、保育士が、本来、保育に専念できるよう、周辺業務をサポートするということになります。

渡辺久治委員長

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようであれば、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

[福祉課退室、介護長寿課入室]

静粛にお願いします。

◎ 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

◎ 議案第54号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第52号及び議案第54号を一括して議題とします。

議案第52号中、介護長寿課所管の事項及び議案第54号について審査に入ります。
所管課に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

議案第52号中、介護長寿課所管分及び議案第54号については関連がございますので、一括して御説明いたします。

初めに、議案第52号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

一般会計補正予算書の21ページをお開きください。

当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、上から3行目の、「食」の自立支援事業委託料、調理分に係る期間及び限度額を定めようとするものであります。

一般会計補正予算書の16ページを御覧ください。

次に、当課所管分の歳出予算について御説明いたします。

第3款民生費1項3目老人福祉費の補正は、27節繰出金について、介護保険特別会計の補正に応じ、市負担分を増額しようとするものであります。

続きまして、議案第54号について御説明いたします。

特別会計補正予算書の19ページを御覧ください。

介護保険特別会計事業勘定における債務負担行為につきましては、「食」の自立支援事業委託料、配食分に係る期間及び限度額を定めようとするものであります。

特別会計補正予算書の17ページを御覧ください。

次に、介護保険特別会計事業勘定の歳出の主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正は、18節負担金、補助及び交付金について、介護保険制度改正に伴う介護保険電算システム改修に係る負担金を計上するものであります。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正は、7目居宅介護福祉用具購入費及び8目居宅介護住宅改修費について、本年度末までの不足見込み分について、それぞれ増額するものであります。

2項介護予防サービス等諸費の補正は、要支援認定者に係る訪問看護や訪問リハビリテーション、福祉用具貸与などのサービス利用の増加に伴い、1目介護予防サービス給付費の本年度末までの不足見込み分を増額し、要支援認定者のケアプラン作成件数の増加に伴い、7目介護予防サービス計画給付費の本年度末までの不足見込み分を増額するものであります。

特別会計補正予算書の18ページを御覧ください。

第5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費については、国庫補助金の交付決定に伴い財源組替を行い、第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金の補正是、組み替えた一般財源を充当し、積立金を増額するものであります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の歳入について御説明いたします。

特別会計補正予算書の15ページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出の保険給付費の増額補正に伴う国支払基金、県及び市のそれぞれの負担割合に応じた増額補正のほか、第3款2項国庫補助金について、6項保険者機能強化推進交付金及び7項介護保険保険者努力支援交付金の交付決定に伴う増額補正が主なものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

竹原信一委員

17ページの居宅介護住宅改修費。特別会計の17ページですね。

居宅介護住宅改修費。これは最大幾ら出せるっていうか、出してきてるんですか。

尾上介護長寿課長

住宅改修に係る支給の上限についての御質問かと思っておりますが、20万円を上限として。

[発言する者あり]

20万円を上限として、はい、上限になります。

竹原信一委員

年間何件ぐらいの、今回見込みか。見込み件数はどれぐらいになってますか。

尾上介護長寿課長

前年度の当初予算編成におきましては、その当初予算編成時における上半期、大体そのぐらいの実績に応じて、年度計算をいたしまして、計上していたところです。

前年度につきましては、10月末現在でですね、38件だったものが、今年度同時期につきましては47件に増加しております。

さらに、資材費の高騰も受けたのが起因する理由だとは思っておりますけれども、1件当たりの支給額の増も生じておりますし、今回補正をする必要が生じたというようなことで考えております。

竹原信一委員

今のこれは10月末まででしたね。去年ののは年間何件だったんですか。ほいで、前年度は。

尾上介護長寿課長

去年の年間の件数については、今、手元に資料がございませんので、後もって回答させていただきます。

山田勝委員

特別会計のね、12ページ、債務負担行為。

「食」の自立支援事業委託料2,028万円なんだけど、これは老人給食だよね、きっと。

これは2,028万円というのは、事業の委託料ですか、それとも全体として幾らぐらいかかかる、これはたしか配達料かなと思ったんだけど、どういう形になってますかね。

尾上介護長寿課長

山田委員がおっしゃったとおり、「食」の自立支援事業につきましては、弁当の調理、そして配食まで行う見守りを兼ねた事業になっております。

「食」の自立支援事業につきましては、弁当の調理分についてを一般会計、それから、配食分についてを特別会計で計上しておりますので、それぞれ債務負担行為を計上しているところでございます。

山田勝委員

ちなみに、今、何食扱っているんですか。

尾上介護長寿課長

大体、今、利用者が170人前後、増減いたしますけれどもおりまして、昼、夜、それぞれ申込みがございます。

そのことからすると、大体1食当たりの90食前後の計算になろうかと思います。

山田勝委員

希望者をね、例えば、不自由してる人が、あるいは、何とか必要な人が申し込まれるんですが、それは、現在は、その申込みいただく方にはほとんど行き渡るような仕組みになってますかね。

尾上介護長寿課長

今おっしゃっていただいたとおり、申込みに応じて、その内容を審査させていただいて、決定していくというような流れになっておりますけれども、一応、その申請の流れについては、民生委員の方々の情報も意見とかいうようなことも聞きながら、申請をいただいているところでございます。

申込みの状況につきましてはですね、基本的には、おおむね決定ができるというような状況でありますけれども、夕食につきましては、申込み件数が多いので、ちょっと空きが出たタイミングでまた追加していくというような状況がございます。

山田勝委員

今、課長がね、空きが出たらということは、空きが出なければ必要な人は加えられないということですか。

尾上介護長寿課長

はい、おっしゃるとおりですね、どうしても今の委託業者が1日1食当たりに作る食数に限度がありますので、今90から100ぐらいを限度に作っていただいていると思っております。

そこに、どうしても、本人、毎日欲しいと言われる方もいらっしゃいますし、例えば火曜日だけ、水曜日だけと言われる方もいらっしゃる中で、その中でですね、どうしても集中してしまって、もう利用が必要ないよと言われる方がいたときには、その隙間が出てくるんですけれども、そうじゃない部分で集中してしまった部分については、ここには空きがあるんですけれどもというような紹介もしながら調整は行うんですけども、どうしても作る限界がございますので、それで調整をしている、今、現状がございます。

山田勝委員

必要な人というのは、いろいろな方がおってですね、審査をしてあなたは合格、あなたは合格、それは、それぞれの、それぞれね、申込者の状態によってですね、申込者ができるか・できないか、あるいは子供が近くにいるか・いないか、そういうこと等も民生委員の方と含めて決定をされていらっしゃると思うんだけれども、しかし、これしかできないから、あとはでけんどつって、あんまりかわいそうじゃがと思ってよ。

尾上介護長寿課長

おっしゃるとおり、そこら辺については、ちょっとこちらのほうも心苦しく思う部分ありますけれども、一応、まずこの事業に申し込まれる方々については、その間、いろんな御家族の支援だったりとか、御自分で準備ができているような方々というのも、どうしてもその先に、なかなかこの栄養の状態とか、その支援の状態がずっとこれを継続するのが難しいというような状況もあって、申し込まれるというような状況もあります。

ですので、当分の間というところで、家族の支援を、そこにゴールがありますので、家族も、それだったらもうしばらく支援していこうかというようなことだったり、あとは介護サービスだったりというのを使われる方々もいらっしゃいます。

いろんなことを調整しながらですね、その方に応じた、できる限りの対応をしていきたいというふうには考えているところです。

山田勝委員

大変だと思いますよ。何でって、毎年毎年減ることはなくとも増えることだもんね。増えるわけでしょう。そういうのを、こう、うまく、どういうふうにやつたって、自分のことも、やがて、誰が食わすっどかいとかいうふうに思いながら、考えるんですけどね。

もう大変なことは分かってますよ、大変なことは分かってるんだけど、なるべく行き渡るようにしてほしいなと思っているところです。

尾上介護長寿課長

先ほど御質問のあった住宅改修の件数ですけれども、昨年度の件数、年間の件数ですけれども、67件ということでした。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第52。

[本介護長寿課長補佐兼介護保険係長「委員長、訂正をお願いします」と呼ぶ]
訂正の発言があります。

本介護長寿課長補佐兼介護保険係長

先ほど竹原委員より御質問のありました住宅改修の上限額についてなんですが、御本人の負担もありますので、1割負担の方の場合だと18万円が給付の上限額となってまいります。

渡辺久治委員長

質問ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号及び議案第54号の審査を一時中止します。

[介護長寿課退室、農政林務課入室]

◎ 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

渡辺久治委員長

次に、議案第52号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。
所管課に説明を求めます。

大野農政林務課長

それでは、議案第52号中、農政林務課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

補正予算書の9ページをお開きください。

初めに、第4表は地方債の補正であり、農政林務課所管分は、1行目の農村地域防災減災事業であり、限度額を変更するものです。

次に、17ページをお開きください。

中ほどの6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の補助金は、有害鳥獣の侵入による農林産物への被害を防止するため、電気柵等を設置する農業者に対して、電気柵等の設置に要する経費に対し、2分の1以内で補助する農作物鳥獣被害防止施設整備事業になります。

近年、イノシシや鹿、ヒヨドリなどの鳥獣被害が拡大する中で、当初予定していた申請件数を上回る申請があり、今後も一定数の申請が見込まれることから、その見込まれる申請分を計上するものです。

次に、5目農地費18節負担金、補助及び交付金は、それぞれ県営農地整備事業等の事業費確定に係る負担金を計上するものですが、説明欄の県営事業である農村地域防災減災事業（奥園ため池）は、多田地区にある奥園ため池の堤体等の改修工事に伴う設計費の増額に係る負担金となります。

次の農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区は、桑原城下区と田代下区の圃場

整備に係る換地手続の完了に伴い、清算金の支払いに要する振込手数料が確定したことから、その振込手数料分を負担金として計上するものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書は14ページをお開きください。

21款 1 項市債 5 目農林水産業債 1 節農業債は、歳出で御説明いたしました農村地域防災減災事業（奥園ため池）に係る充当債です。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

大野雅子委員

17ページの 6 款 1 項 3 目18節。

この施設の補助はですよ、もう前もって申請があってから、今年申請あつたら、もう今年のうちに何件かあるからといって出せるものなんですか。それともちょっと審査があつて時間がかかるものなんですか。

大野農政林務課長

条件が合えば、申請をされれば、その年度中にすぐ設置ができる事業になっております。

大野雅子委員

ありがとうございます。

早くしてあげたほうが、鳥獣のために、防止にいいと思ったので、ありがとうございます。
お願ひします。

川畠二美委員

今のことでのんですけど、どの程度の個数を考えてらっしゃるんでしょうか。

電気柵の 2 分の 1 負担なんですけど、申請が多くなれば、多くなるだけ、100件とか200件とか、その数字を教えていただけたらありがたいです。

大野農政林務課長

今回の補正に係る分として、令和 7 年度での11月末現在での件数としましては、67件で補助金額が348万3000円の交付実績となっております。

今後ですね、ここ令和 4 年度から 6 年度までの下半期における申請実績等を平均を出して、その件数と合わせて、全体で、今年度中80件程度の申請になるというふうに思っております。

その部分の今回補正になります。

渡辺久治委員長

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。

[農政林務課退室]

この際午前中の審査を一時中止し、休憩に入ります。

(休憩 午前11時56分～午後 1 時)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第52号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

〔環境水産課入室〕

所管課に説明を求めます。

園田環境水産課長

議案第52号のうち環境水産課所管分について御説明いたします。

初めに、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち当課所管分については、1番上の6款農林水産業費3項水産業費の緊急自然災害防止対策事業になりますが、こちらは、昨年の11月に牛之浜漁港区域内護岸施設が長年の強い波の影響を受け陥没したため、昨年度の補正第9号で復旧工事の設計に係る予算を計上し、今年度に繰り越して実施していたところでしたが、今年の9月に設計が完了し、工事請負費が積算できたことから、今回補正予算として提案させていただきます。ただし、工事規模等により、年度内完成が厳しいため、次年度に繰り越して対応しようとするものです。

次に、5ページからの第3表、債務負担行為補正のうち当課所管分については、6ページ下から5行目の指定ごみ袋購入費とその下の市火葬場の指定管理委託料であり、令和8年4月1日からの円滑な事業の継続と着手のため、期間及び限度額を設定するものであります。

次に、8ページの第4表地方債補正に記載の緊急自然災害防止対策事業は、先ほど繰越明許費補正で御説明いたしました当課所管分であり、追加で限度額を設定しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の17ページ下から18ページにかけてになりますが、6款農林水産業費3項3目漁港管理費14節工事請負費は、先ほど来御説明しております牛之浜漁港区域内の護岸施設の緊急自然災害防止対策事業の補正であり、次ページの21節補償補てん及び賠償金は同工事に伴い電柱を移転する必要があり、その移転補償になります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の14ページをお願いいたします。

21款市債1項5目農林水産業債3節水産業債は、緊急自然災害防止対策事業の実施に伴う財源充当債になります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

6ページの債務負担行為、市火葬場の指定管理委託料。

これ4年前の限度額はいかほどだったでしょうか。

園田環境水産課長

4年前につきましては年額1,915万円。この4年間分とプラス最終年度が、灰塚供養等があることから、若干上乗せをしてありますと9,523万円となっております。

白石純一委員

今回、増額分になっているのは、その特別な灰塚分以外にも物価高騰等の影響があるということでしょうか。

園田環境水産課長

こちらにつきましては、人件費あるいは燃料等高騰に伴う値上げになります。

白石純一委員

17ページの6款3項3目漁港管理費の牛之浜漁港の護岸ですけど、具体的に港のどのあたりの護岸になりますでしょうか。全部ですか。

園田環境水産課長

この緊急自然災害防止対策事業の対象区域でございますが、牛之浜漁港、こちらから向かいますと国道3号を南下しまして、牛ノ浜駅近くに漁港が右手にございますが、それをもう少し通過して、ちょっともう廃墟になっている家屋が右手にございます。その右手、海側のところが今回の対象箇所です。

山田勝委員

今のなんですがね。

要するに、緊急自然災害だから、漁港の近くのどつか崩れてくっとこいを修理したいというわけですか。

園田環境水産課長

牛之浜漁港のうち漁港というのは、いわゆるその港、堤防等がある場所ですが、その周辺を含めて漁港区域という指定がされております。ですので、先ほど御説明申し上げましたが、若干南手に下った防波堤というか、人が散歩をするような、ちょっと遊歩道的な海沿いの道路のところです。

[発言する者あり]

ちょっとした人が通る道というかですね。

山田勝委員

私が認識不足。私は牛之浜漁港内ですね、設備のどつかが崩れたで、それを補修すっとかと思つた。じゃんかつじゃねえ。近くの、民家のどつかそこが崩れてくっとこいをきれいしようというだけね。はい、了解。

木下孝行委員

私も今、漁港内かと思っていたんですけど、場所がちょっと南にずれるということで、場所的には、今、説明があったんだけど、牛ノ浜駅前のバス停が、昔、今もあつとけ、バス停の下あたりになるところけ。

園田環境水産課長

昔ですね、水産関係のお店が2件あって、今、廃墟になっておりますが、その海側になります。

[木下孝行委員「真下というか、裏側」と呼ぶ]

渡辺久治委員長

ちょっと休憩入ります。

(休憩 午後1時9分～午後1時11分)

渡辺久治委員長

休憩前引き続き、委員会を再開します。

ほかに、質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、環境水産課所管の事項の審査を一時中止します。

[環境水産課退室、商工観光課入室]

次に、議案第52号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尾上商工観光課長

議案第52号中、商工観光課の所管する事項について御説明申し上げます。

補正予算書の6ページ、債務負担行為補正を御覧ください。

当課所管分は、下から3行目のふるさと納税書類保管等業務委託料1件であります。

本業務は、ふるさと納税に係るワンストップ特例申請受付書類を、セキュリティ体制が十分に整備された場所で一時的に保管することで、寄附者に関する個人情報を適切に管理するとともに、ワンストップ特例に関する事務の効率化を図ろうとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の18ページを御覧ください。

第7款商工費1項2目商工振興費の7節報償費から11節役務費までは、ふるさと納税の増収見込みに伴い、返礼品代や配送料、各種ポータルサイト利用料及び決済手数料等の増加により、所要額を増額しようとするものであります。

同目、18節負担金、補助及び交付金の増額については、創業支援事業において、当初の想定を大幅に上回る創業の申請が見込まれることから、増額しようとするものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金は、あくね応援寄付金を増額しようとするものであります。

今年度のあくね応援寄付金については、本年4月から9月30日までの上半期の寄附金額が約3億6300万円余りとなっており、例年、年末にかけては、寄附額が増加することから、年度末までに8億円の寄附額を見込むものであります。

次に、第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金は、先ほど歳出で御説明しました創業支援事業に全額充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

18ページ、7款1項2目18節創業支援事業。

800万円ということで、新たに4者ぐらいを見込んでるということですかね。

尾上商工観光課長

6者を見込んでおります。

白石純一委員

今年度、これまでには何件、その6件の前にですね、何件あったんでしょうか。

尾上商工観光課長

15者でございます。

白石純一委員

合計20者ぐらいという、大変、創業をしていただけるというのは非常にありがたいことだと思うんですけれども、おおよその内訳業種を教えてください。

尾上商工観光課長

業種の内訳につきましては、令和7年度12業者中、飲食業4業者、美容業2業者、旅館業・宿泊業2事業者、小売業2事業者、建築業2事業者、以上であります。

竹原信一委員

6ページのふるさと納税書類保管業務委託料。

これ、保管をどこでして、どこにこの金を払うんですか。保管を委託するんでしょ。どこへ保管して、このお金は誰に払うんですか。

尾上商工観光課長

福岡にございます事業者に委託をして、そちらに支払いを行うものであります。

竹原信一委員

事業者名を教えてください。

尾上商工観光課長

株式会社ワーカーという事業者でございます。

濱田洋一委員

18ページ、7款1項2目18節の創業支援事業。

先ほど8番委員が質問された中で、今年度の実績が15者、見込みが6者。この6者分についての補正ということですけれども、これまで複数年この事業されてきたと思うんですが、この創業支援事業というのは、地域活性化に資する非常にいい事業だなど私も認識してるんですけれども、この事業を利用されて、補助を受けられた事業者が、継続して事業を続けて全ての事業者がいらっしゃるのか。それとも、そういう、途中でやめられたというか、方があるのか。そこら辺をちょっと教えてください。

尾上商工観光課長

こちらの創業支援事業につきましては、令和3年度から事業を実施しておりますが、この間、3事業者が廃業を行っているところです。

濱田洋一委員

この創業支援事業の中の要綱があるかと思うんですが、申請の段階ですね。そのときには、例えばこの事業を受けるに当たっては、何年間操業してくださいよとか、そういった制約というか、そういうことはないんでしょうか。

尾上商工観光課長

当該補助事業は、産業の活性化を目的として、市内での創業を支援するものであります。

創業というチャレンジを後押ししようとする事業の趣旨、また、事業活動はあくまで経済活動であり、当然に廃業もありうることを踏まえると、廃業した場合の補助金返還を求めてしまうと、市内での創業へのチャレンジが停滞してしまうということも十分に想定されるところであります。

のことから、廃業した場合にも、補助金返還は、現在のところ求めないこととしており

ます。

今後についてはそのようなペナルティ、補助金の返還についても、制度設計としては検討していきたいというふうに考えております。

山田勝委員

18ページのね、商工振興費。ふるさと納税のお金を全部ひっくるめて質問しますけどね。報償費8,100万円というのは、これは返礼品費ですか。

尾上商工観光課長

はい、そのとおりであります。

山田勝委員

それから、役務費1億1078万7000円ありますが、これは運搬費と、そういうポータルサイトに支払うお金ですか。

尾上商工観光課長

こちらの役務費につきましては、返礼品をお送りする送料代とあわせてポータルサイトの利用料等を含んでおります。

山田勝委員

それから寄附金のね、3億円あるでしょ、3億円。これは、ふるさと納税の税金を阿久根市に納めていただいた方の合計金額ですか。

尾上商工観光課長

寄附金額を3億円と見込んでおります。

山田勝委員

それとね、企画費の中の、1億5000万円。

渡辺久治委員長

どこですか。

山田勝委員

ちょっとお待ちください。

16ページ、企画費。16ページ、企画費の中の基金積立金の1億5000万円ですよ。

1億5000万円は、簡単に3億円から1億5000万円は、地域振興基金に積み立てるけど、あとは必要経費として、返礼品費、何ということで、清算したお金が1億5000万円残る計算になるので、1億5000万円は地域振興基金に積み立てると、こういうわけですね。

尾上商工観光課長

委員がおっしゃるとおりです。

山田勝委員

ここに聞いていいかどうか分からんけど、例えば1億5000万円今回積み立てる、8億円になるという話でしたけどね。現実には、ふるさと納税の積立金は、全部その地域振興基金に積み立てるというわけですかね。

分からんぎ、ほかんしに聞ったつど。

尾上商工観光課長

頂いた寄附金の2分の1の額を基金として積立てをし、残りの2分の1については経費として支出をするという取扱いになっております。

渡辺久治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。

[商工観光課退室、都市建設課入室]

次に、議案第52号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第52号中、都市建設課所管分について御説明いたします。

補正予算書の4ページを御覧ください。

初めに、第2表、繰越明許費でありますと、都市建設課所管分は、8款土木費2項道路橋りょう費の3事業と4項港湾費の高之口港改修事業の4件であり、令和8年度に繰り越して執行するものであります。

6ページを御覧ください。

第3表は、債務負担行為補正の追加であり、都市建設課所管分は、下から2行目、道路維持修繕事業、次の行の河川維持事業、7ページ1行目の刊行物掲載価格情報利用料の3件であります、速やかに着手できるよう設定しようとするものであります。

その中の刊行物掲載価格情報利用料については、建築工事の積算のための情報利用料であります、新たに設定するものであります。

9ページを御覧ください。

第4表、地方債補正の変更でありますと、都市建設課所管分は、2行目、市道新設改良事業と、3行目、高之口港改修事業であり、事業費が確定することから、限度額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する事項について歳出から御説明いたします。

18ページを御覧ください。

8款土木費2項3目道路新設改良費は、地方債の財源組替であります。

4目橋りょう維持費の12節委託料の減額と、14節工事請負費の増額は、ともに国庫補助事業であり、橋りょう修繕詳細設計業務の事業費が確定したことから、その執行残と同額を工事請負費に組み替えるものであります。

19ページを御覧ください。

4項2目港湾建設費は、地方債の財源組替えであります。

次に、歳入について御説明します。

予算書の14ページを御覧ください。

21款市債1項7目土木債の1節道路橋りょう債及び15ページの3節港湾債の減額は、それぞれの事業費が確定したことによる地方債の減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

山田勝委員

ちょっと課長、お尋ねしたいんですが。6ページのですね、債務負担行為。

道路維持修繕費及び河川維持事業ってあるでしょう。これは、平成8年度になったら4月1日から事業ができるんですが、これは、この債務負担行為するのは、もう平成8年度にな

らなくても、4月よりも前に修理するところがあつたらできるという意味ですか。

渡辺久治委員長

令和8年度ですね。

池田都市建設課長

これはですね、令和8年度の当初からできるように、令和7年度中に契約を結ぶ部分でするため債務負担行為を設定するものであります。

山田勝委員

それは、4月1日以降でないと工事はできませんよと。その前に、契約は、入札契約はできますよと、こういう意味ですか。

池田都市建設課長

そのとおりです。

竹原信一委員

今の件ですけど、この中身についてはもう詰めてあるんですか。

池田都市建設課長

中身についてはですね、今後決定をしていきますけれども、例年ですね、道路維持の修繕事業については3件ほど、河川維持事業につきまして4件ほど予定をしております。

渡辺久治委員長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

[都市建設課退室、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室]

次に、議案第52号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

牧尾教育総務課長兼学校給食センター所長

議案第52号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

補正予算書7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為の追加について御説明いたします。

まず、学校教育課分として、上から2行目の中学校知能検査業務委託料ですが、これは新年度が始まった4月に各校で知能検査を実施し、この結果を児童生徒の指導及び支援に活用しようとするものであります。

次に、上から3行目の中学校教職員健康診断業務委託料から、7行目の中学校児童生徒心電図検査業務委託料までの計5件は、いずれも児童生徒及び教職員の適切な健康管理に資するため、年度当初に健康診断等を実施しようとするものであります。

次に、教育総務課分として、上から8行目の中学校生徒通学支援事業ですが、これは廃校となった旧大川中学校校区から阿久根中学校に通学する生徒7名のバス運賃に要する費用の補助であり、そのうち第1四半期分を債務負担行為として設定するものであります。

次に、学校給食センターパーとして、上から9行目、学校給食センター燃料用プロパンガス購入費から、合計4件ですが、最後の行、学校給食センター学校給食業務委託料は、現在、調理及び配送等業務を委託しております事業者との3年間の契約が今年度で期限とな

りますので、新たに令和8年度からの3年間、同事業について、入札に付した後、民間事業者との委託契約を締結しようとするものであります。

以上で債務負担行為の説明を終わり、次に、歳出について御説明いたします。

19ページをお開きください。

学校給食センター分のみになります。

第10款教育費 6項4目学校給食センター運営費10節需用費の増額は、物件費の修繕料として確保するものであり、経年劣化等による給食センター施設内備品等の修繕料が不足する見込みとなったことによるものです。

次に、歳入についてですが、該当はございません。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

7ページ、債務負担行為。

学校給食センター、学校給食業務委託料ですけれども、ちなみに3年前は何業者が入札に参加されたんでしょうか。

牧尾教育総務課長兼学校給食センター所長

指名競争入札でしたけれども、3業者を指名いたしまして、2業者は棄権及び辞退をしております。したがいまして、現事業者の一者のみの応札ということになったところであります。

白石純一委員

次年度、つまり今回も、指名は3者程度で、前回と同じ業者を指名されるんでしょうか。

新たな指名も入ってくるんでしょうか。

牧尾教育総務課長兼学校給食センター所長

現在、入札に付するための準備作業中でございまして、1月に入札及び契約に関する運営委員会を開催する見込みと思っておりますので、まだはっきりした業者数等も決定していないところでございます。

白石純一委員

ニュース等ですね、全国では、なかなか途中で業者が立ち行かなくなったりというようなニュースもあるようで、また、物価高騰などの折、大変給食業者も厳しい環境にあるかと思うんですけども、そうしたことに対する鑑み、前回3者指名して1者しか応札しなかったというようなことで、今年度、どういう、まだ決まってないけれども、大まかな方針としてですね、増やすのか、あるいは県内だけなのか、県外も含むのか、そういう見通しは何か立てるんでしょうか。

牧尾教育総務課長兼学校給食センター所長

現在、委託しております事業者についても本社は市外の業者でございます。ただし、この間、市外のこの当該事業者についても、地元雇用で、阿久根市内居住の従業員が、主な従業員として勤務していただいている状況です。

そういうこともありますて、まだその指名業者は、見通しは、ここでははっきりとした明言はできないところですけれども、市内・市外・県外を含めたところで、より多くのですね、

事業者を指名した後、良好な運営ができるような体制を、入札においても行っていきたいというふうに考えております。

渡辺久治委員長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

[教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室]

次に、議案第52号中、生涯学習課の所管について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

早水生涯学習課長

議案第52号中、生涯学習課の所管する事項について御説明いたします。

補正予算書の16ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

2款総務費 1項19目市民交流施設管理費10節需用費の補正額154万8000円は、市民交流センターの光熱水費を増額補正するものであります。

電気、水道、ガスの上半期の使用料がそれぞれ昨年度に比べて増となっており、このまま推移しますと予算が不足する恐れがあるため、増額補正するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

10款教育費 5項 2目公民館費10節需用費の補正額35万2000円は、大川地区公民館等に係る修繕料を増額補正するものでございます。

具体的には、会議室3の空調機の修繕費用と、公民館分館の外壁修繕に要する費用でございます。

歳出については以上ですが、歳入に係る補正はございません。

以上で説明を終わります。御審議方どうぞよろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

16ページ2款1項19目の市民交流センターの光熱水費が増額ということですけれども、これは電気料ですか。ガス、水道、どういう内訳でしょうか。

早水生涯学習課長

154万8000円の内訳としまして、ガス代で147万6000円、電気代8,000円、水道代6万4000円でございます。

白石純一委員

ガス代が148万円も増額というのはどういう理由なんでしょうか。

早水生涯学習課長

主な理由としまして、市民交流センターの空調システムは、ガス燃料で稼働させている状況でございまして、ガス料金の高騰、そして近年の気温上昇による夏場の稼働時間が増えたことが主な理由というふうに推察しております。

渡辺久治委員長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

[生涯学習課退室、スポーツ推進課入室]

次に、議案第52号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

寺地スポーツ推進課長

議案第52号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表は、繰越明許費の補正であり、そのうち当課所管分は、最後にあります総合運動公園施設長寿命化改修事業です。

本件は、当初予算で可決いただいたものでありますが、入札を執行し、事業を進めようとしたところでありますが、本工事に係る足場設置において、下請業者の確保が困難であることが判明し、12月15日までとした工期内での完了が見込めず、また、仮に足場の確保が整い、工期の延長をした場合、2月から3月にかけての合宿期間に当該施設が利用できなくなることから、工事を一時中止し、所要の額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、9ページをお開きください。

地方債の補正について、当課所管分は、最後の行の総合運動公園施設長寿命化改修事業であります。事業費の確定に伴い補正をするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

19ページをお開きください。

10款教育費6項2目体育施設費14節工事請負費につきましては、繰越明許費の補正で御説明いたしました総合運動公園施設長寿命化改修事業の事業費が確定したことに伴う補正であります。

次に、歳入について申し上げます。13ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金9目教育費国庫補助金の防災安全社会資本整備交付金は、同補助金の交付額が決定されたことに伴い補正するものであります。

15ページをお開きください。

21款市債1項市債9目教育債5節保健体育債は、武道館改修工事設計業務委託及び多目的雨天屋内運動場内部工事の事業費の確定や、防災安全社会資本整備交付金の確定に伴い、武道館改修事業の財源の一部を市債へ組み替えるため補正するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑ないようですので、議案第52号中、スポーツ推進課所管の事項の審査を一時中止します。

[スポーツ推進課退室、商工観光課入室]

ここで、商工観光課から発言の申出がありますので、商工観光課の事項について審査に入

ります。

商工観光課長の発言を許します。

尾上商工観光課長

先ほど、創業支援事業に関し、白石委員から令和7年度における現時点での補助金交付事業者につきまして、15事業者と答弁をいたしましたが、そのあと業種内訳の合計数でお答えしました12事業者が正しい数字がありました。

おわびして訂正いたします。

渡辺久治委員長

これに關し、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、商工観光課の事項について審査を一時中止します。

[商工観光課退室、財政課入室]

次に、議案第52号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

新町財政課長

議案第52号のうち財政課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回は歳出がありませんので、歳入のみ御説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。

第9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金の補正は、交付額の決定に伴い、その差額220万2000円を増額するものであります。

次に、第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正は、普通交付税の交付額の決定に伴い、その差額1億5208万3000円を増額するものであります。令和7年度の普通交付税額は、41億5208万3000円となるものであります。

14ページを御覧ください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金の補正の団体は、2団体からの寄附金であります。

次に、第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、今回の補正に係る一般財源の剩余分について繰戻しを行うものであり、次の4目市有施設整備基金繰入金の補正は、大川地区公民館の修繕料へ充当するものであります。

なお、これらの繰入れによる令和7年度末の基金残高は、財政調整基金が16億300万円余り、市有施設整備基金が17億5800万円余りとなる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

14ページの寄附金、団体から2か所というのは、どこからというのを教えていただけますか。

新町財政課長

東海地区阿久根会と関東阿久根会の2団体になります。

山田勝委員

直接、企画課なんだけどね、あなたはもう全部知ってるからちょっと聞くんだけど。

ふるさと納税の寄附金を、1億5000万円を地域振興基金に積み立ててあるんだけれども、地域振興基金の積立金は合計8億円だということだけど、ふるさと納税の寄附金は、全部、地域振興基金に積み立てるんですか。

新町財政課長

はい、山田委員のおっしゃるとおりです。

山田勝委員

この8億円というのは、ふるさと納税の寄附金だということですね、全部。

予算にあんまり関係ないのかもしれないけど、ただ一つね、気になるんだけど。

昨日、私は、先日、一般質問でふるさと納税の、学校給食をただにしてくれって話したんですけどね。その寄附金を受け取るときに、私、操作ができないことはないと思うんだけど、あなたは財政課長だから。例えばふるさと納税金をそれぞれ充ててるでしょう。充ててるのについては、ふるさと納税金を充てるそれぞれの事業については、地方交付税では充てられないんですか、ふるさと納税で使ってる部分。

渡辺久治委員長

この際、暫時休憩に入ります。

(休憩 午後2時～午後2時2分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、議案第52号の審査を一時中止します。

[財政課退室]

この際暫時休憩します。

(休憩 午後2時3分～午後2時14分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

◎ 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

◎ 議案第54号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第52号及び第54号を一括して議題とします。

予定した所管課への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆様の御意見を伺います。

現地調査を希望される委員は、会計の名称、予算書のページ番号、款項目、事業などの名称、調査をしたい内容を御発言くださるようお願いします。

御希望ありますか。

川畠二美委員

17ページなんんですけど。

農林水産業の部分の農村地域防災事業の奥園溜池。

[発言する者あり]

どちらになるのか1回、はい。

渡辺久治委員長

款項目を言ってください。

川畠二美委員

はい、款項目。はい、1、農業債、款の、農業債。

渡辺久治委員長

何款ですか。

川畠二美委員

17ページです。

渡辺久治委員長

17ページの。

川畠二美委員

5款の農地、そして、18節の農村地域防災減災事業、奥園溜池、104万5000円。その、防災事業の。

渡辺久治委員長

奥園溜池のことですか。

[川畠二美委員「はい」と呼ぶ]

[山田勝委員「委員長、これは知っておかなかん」と呼ぶ]

山田勝委員

これは県の事業で、阿久根市は負担金を出すだけなんだよ。

渡辺久治委員長

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

諂ります。

[木下孝行委員「1か所行きたいという、今お願いがありましたけど、ただ場所を見てみたいというような理由で、1人で場所を聞いて、1人で行ってくださいよ」と呼ぶ]

[川畠二美委員「いや、あの、農村の防災には必要な」と呼ぶ]

ちょっと、はい、静肅にお願いします。

それでは、今1件ありました。それについてお諮りしますので。

今、17ページの、6款1項5目18節の農村地域防災事業、奥園溜池を見に行きたいという要望がありましたが、いかがでしょうか。

皆様方の御意見を伺います。

[発言する者あり]

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時17分～午後2時18分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御異議がありますので、ただいま御希望があった調査が必要であるか決定したいと思います。

それでは、ただいまありました、17ページ、6款1項5目18節の奥園溜池の視察について、現地調査を行うことに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数と認め、現地調査を行わないことに決しました。

現地調査を希望された事項についてお諮りしたところ、現地調査を行わないことに決しました。

以上で質疑等を終結します。

質疑等が終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うようお願いします。

◎ 議案第52号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

渡辺久治委員長

議案第52号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討議を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第52号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、起立により採決します。

議案第52号について、可決すべきものと決することについて賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数と認めます。

本案は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第54号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

次に、議案第54号を議題とします。

まず、討議を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討議はないようですので、討議を終わります。

これより討論に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第54号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は議了しました。

本日採決されました議案についての委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりへの掲載に関するにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めそのように決しました。

以上で予算委員会を散会します。

(散会 午後2時23分)

予算委員会委員長 渡辺久治